

その他

■役員報酬規定ならびに退職金規定について

当協会の役員報酬は、定款第 17 条 2 項により「常勤の役員は有給とすることができる」となっている。また、役員は退職金規定はなく、退職金は支給しない。

■「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当について

当協会は、平成20年12月31日に施行された改正国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であったものが法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しない。

参考（改訂国家公務員法等の規定）

- ・ 国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号および改正法附則第 12 条
- ・ 独立行政法人通則法第 54 条の 2 第 1 項において準用する改正国家公務員法第 106 条の 2 4 第 1 項第 4 号および改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条
- ・ 職員の退職管理に関する政令第 32 条および附則第 4 条
- ・ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令第 18 条および附則第 3 条
- ・ 職員の退職管理に関する内閣府令第 9 条および附則第 3 条
- ・ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令第 8 条および附則第 3 条